第十四条第三項、第十六条第三項及び第十七条第一項	千分の百二十四	千分の八百七十六
	千分の百八	千分の八百九十二
第十条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項第一号	千分の百十五	千分の八百八十五
	千分の五十四	千分の九百四十二
第十二条第二項第二号	千分の百八	千分の九百四十六
	千分の五十四	千分の九百四十二
第十四条第一項	千分の百十五	千分の八百八十五
	千分の百八	千分の八百九十二
第十四条第二項	千分の百十五	千分の八百八十五
	千分の五十八	千分の九百四十二
第十四条第三項、第十六条第三項及び第十七条第一項	千分の百十五	千分の八百八十五
	千分の百八	千分の八百九十二

平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで

2　前項の規定にかかわらず、平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間における紙巻たばこ三級品に対する新特別措置法第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項第一号、第十四条第一項、第十六条第三項及び第十七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「千分の百三十四」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の八百六十六」とする。

（税理士法の一部改正）

第百三十二条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項を削る。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十三条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五十五条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十年新租税特別措置法」に改め、「平成二十九年新租税特別措置法」を削り、「平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の九第四項」を「平成三十年新租税特別措置法第四十二条の九第四項」に、「平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十年新租税特別措置法第四十二条の十二の四第五項、平成三十年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成三十年新租税特別措置法」に改める。

附則第七十二条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第十五条」に、「平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十年新租税特別措置法」を削り、「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」を「平成三十年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、平成三十年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項、平成三十年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成三十年新租税特別措置法」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十四条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改める。

附則第二条中「附則第十五条まで」を「附則第十六条の二まで」に、「事業者をいう。以下附則第十六条」を「事業者をいう。以下附則第十六条の二」に改める。

附則第三条中「附則第十六条」を「附則第十六条の二」に改める。

附則第十五条中「附則第十六条の二」を「附則第十六条の三」に改める。

附則第十六条第一項中「次条」を「附則第十六条の三」に改め、「、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行った消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について」を削り、「規定は同法」を「規定は消費税法」に改め、同項の表附則第六条第一項の項を削り、同表附則第十三条第二項の項中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改め、同条第三項中「附則第六条第一項、第七条第一項」を「附則第七条第一項」に改める。

附則第十六条の二を附則第十六条の三とし、附則第十六条の次に次の一条を加える。

（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第十六条の二　事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行った消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。）につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で一部施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち一部施行日以後に課税資産の譲渡等を行ったものとみなされる部分に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

2　前条第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十五条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五十条中「第十一条第一項」の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。次条第四項及び附則第百五条第四項において「平成三十年所得税法等改正法」という。）附則第四十八条第一項」を加え、同条第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第五十一条第四項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「同法第十一条第一項に規定する」を「平成三十年所得税法等改正法附則第四十八条第一項第一号に定める」に改める。